

(写)

28 西生ス第 214 号

平成 28 年 11 月 28 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 27 年度財政援助団体監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

平成 28 年 1 月 5 日付 27 西監第 133 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

また、財政援助団体である総合型地域スポーツクラブ ココスポ東伏見における是正・改善措置についても、別紙のとおり併せて通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>会計区分について、補助金交付申請書に添付された予算書には一般会計と特別会計の内訳書があったが、実績報告書に添付された決算書には会計区分の内訳書がなかった。</p> <p>交付要綱では、補助金の交付申請手続きにおいて会計を区分することは明記されていないものの、同要綱第2では、補助対象経費を定める際に会計区分が掲げられている。</p> <p>会計区分の考え方を整理し、関係書類の整合性を図るよう適切な指導、助言を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>当該団体に対し適切な指導、助言を行った。会計区分については、当該団体の意向も伺いながら、区分の必要性の有無を含め見直しを行い、適宜要綱改正を行う。</p>
指摘事項 2	<p>諸規程の整備について、ココスポ東伏見規約第24条では、クラブの経費及び財産の管理方法は運営委員会の決議を経て運営委員長が定めるとしており、同規約第29条では、規約に定めるもののほか必要な事項は別に定めるとしているが、会計や服務、その他必要な諸規程が定められていなかった。</p> <p>会計処理では、会計年度、歳入還付及び歳出戻入手続き等について不統一な扱いが見受けられ、結果的に実績報告額も正確さを欠いたものとなっていた。</p> <p>必要な規程等を整備し、適正な事務処理が行われるよう、適切な指導、助言を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>必要な諸規定については、定めるように、当該団体に対し指導、助言を行った。</p> <p>会計処理方法等については、資料を活用し学習会を開催し、指導、助言を行った。</p>

総合型地域スポーツクラブ ココスポ東伏見

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>会計区分について、補助金交付申請書に添付された予算書には一般会計と特別会計の内訳書があったが、実績報告書に添付された決算書には会計区分の内訳書がなかった。</p> <p>関係書類の整合性を図り、適正な事務を行われたい。</p>
是正・ 改善措置	<p>勤務状況（運営）・プログラム開催（活動）を把握する担当者を決め、一方で会計担当者を専任に変更して改善を図った。27年度の実績報告から適正に処理している。</p>
指摘事項 2	<p>諸規程の整備について、ココスポ東伏見規約第24条では、クラブの経費及び財産の管理方法は運営委員会の決議を経て運営委員長が定めるとしており、同規約第29条では、規約に定めるもののほか必要な事項は別に定めるとしているが、会計やサービス、その他必要な諸規程が定められていなかった。</p> <p>会計処理では、会計年度、歳入還付及び歳出戻入手続き等について不統一な扱いが見受けられ、結果的に実績報告額も正確さを欠いたものとなっていた。</p> <p>規程等を整備し、適正な事務処理を行われたい。</p>
是正・ 改善措置	<p>運営委員会で協議し、諸規定の整備・改善を図ります。</p>